

法人文書開示請求書

独立行政法人国立文化財機構理事長 殿

氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

日本古代史ネットワーク 代表者:会長 鷲崎弘朋

住所又は居所 〒104-0061東京都中央区銀座1-22-11 銀座大竹ビジデンス 2F

代理人 井上侑弁護士 世田谷総合法律事務所 代表弁護士

代理人連絡先 住所 〒155-0031 東京都世田谷区北沢 2-23-13 伊達ビル4階

電話:03-5779-8228 FAX:03-5779-8229

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定に基づき、下記のとおり法人文書の開示を請求します。

【年輪年代法基礎データ】の開示請求趣旨

木材の年輪年代法は、20世紀初頭にアリゾナ大学の天文学者A・E・ダグラス氏により開発された。温帯・寒帯など気候の年周期性(春夏秋冬)が明瞭な地域の樹木は1年毎に年輪を形成する。同じ地域・時代の同一種類の樹木(例えばヒノキ)同士であれば、似たような年輪変動を示す。これを利用し、年輪変動を過去に遡り、過去の年次を1年単位で特定するのが年輪年代法で、欧米では考古学・建築史・美術史などに広く応用されている科学的年代測定法である。ところが、日本は温暖多湿また地形が複雑、おまけに地域ごとに微妙に気候が変化するため適用は難しいとされてきた。

しかし、遅れていた日本でも奈良文化財研究所がこの難題に挑戦し、今から41年前の1980年に光谷拓実氏が研究を始め、1985年には早くもヒノキ暦年標準パターン(BC37~AD1984年)を、また1990年には同標準パターン(BC317~AD1984年)の作成を成功させたのは画期的で、高く評価されています。

年輪年代法は、誤差のない1年単位の結果を導き出すもので、「日本の学会にも重要な自然科学的研究手段として利用されることが望ましい」と『年輪に歴史を読む』(著作権所有者 奈良国立文化財研究所。1990年「同朋舎」発行)にも記載されているもので、貴研究所で開発され実用化されましたが、この方法は、遺物から誤差のない絶対年代が特定でき、研究の決め手になるものとして、歴史研究、特に古代史の研究に際しては、注目を集めております。

「古年輪学研究の根幹となる長期におよぶ暦年標準パターンの作成」が、大変なご苦勞の上に試料を収集し、多くの時間が費やされる綿密な計測の上に、貴研究所で完成されたことは、喜ばしいことです。

また、古代の歴史試料から木材の年輪を計測して、暦年標準パターンと比較し、年代の測定結果を公表してきたことは、「歴史研究」に大きな影響を与えてきました。

この年代測定の方法を、『年輪に歴史を読む』という書籍の中で、個々の試料(樹木)から得られた年輪巾データと、暦年標準パターンとの対応の仕方を数式で明示し、方法論として明確にされたことは、年輪年代法の成果とその効用を広めるために、重要な働きをしたものと評価しております。

ところが、実際に測定が行われ、その研究成果が発表される際に、「自然科学的研究」として欠かせない基礎デー

タが公表されていないこと（非公開＝ブラックボックス）は、真に残念です。年輪を測定した数値データと比較された暦年標準パターンが明示されることにより、書籍中に示された数式や方法論で確認することが可能となり、その結果が正しいものであることを、万人に知らしめることとなります。また、一般の科学論文では、必須の条件です。

そこで、公開されていない基礎データの内の、下記のことを開示請求を行います。

AAA：奈良文化財研究所において研究・発表されてきました年輪年代法の暦年標準パターンについて、下記（詳細項目は1～5）のものにつき、各々の暦年標準パターンの全域の数値データ及び、個々のパターン作成の基となった試料の年輪幅を示す画像データ、年輪幅測定数値データとそのグラフデータ。

BBB：年輪年代によって測定された年代が発表されているが、下記（詳細項目は1～7）に示す各事例で使用された試料の年輪幅を示す画像データ、その年輪幅を測定した数値データとそのグラフデータ、及び、比較対応させた暦年標準パターンについての名称とその全域の数値データとそのグラフデータ。

開示いただけた時には、年輪幅測定データと暦年標準パターンを、『年輪に歴史を読む』の中の「古年輪学研究所の試料と方法」の記述に従い、追検証をしたいと考えております。特に、①飛鳥奈良時代は記録との100年乖離（法隆寺五重塔心柱594年伐採と日本書紀670年全焼記録との100年乖離）、②弥生中後期は土器編年からの従来通説との100年乖離（池上曾根遺跡出土ヒノキ柱根がBC52年伐採：土器年代との100年乖離）、③古墳発生の纏向石塚古墳・勝山古墳は従来考古学通説はAD300頃築造だが、年輪年代法でAD200年頃と100年遡上したことの検証。

今や、情報公開の時代です。軍事・外交の国家機密と個人情報を除いては、公開が原則の時代になりました。多くの識者や研究者が年輪年代の基礎データの公開を望んでいます。この基礎データは「軍事」「外交」「個人情報」には全く関係なく、古代日本国家の謎の解明には、正しい年代観が是非とも必要です。この古代年代論の確立に、年輪年代法の基礎データが大きな役割を果たすのは確実です。古代年代論は世界的また日本でも古代史解明の鍵であります。

ところが、①基礎データが非公開（ブラックボックス）で、科学の必須要件である「第三者による検証」が出来ない、②飛鳥奈良時代は測定値がAD640以前の15事例全てが記録（日本書紀など）と100年乖離、③弥生中後期も測定値——例えば池上曾根遺跡のヒノキ柱がBC52伐採が、従来考古学通説のAD50頃遺跡と100年乖離し、研究者間で測定値への疑問の声が多く上がっております。また、④古墳初期の纏向の箸墓は、「4世紀前半築造説（土器編年による従来通説）」と、国立歴史民俗博物館（歴博）の「AD240～260年築造の卑弥呼の墓」説では、年代が大幅に違い邪馬台国位置論やヤマト王権成立時期にも決定的影響が及ぶ。この歴博説は、石塚・勝山周濠ヒノキの年輪年代測定値（石塚AD177年+ α 、勝山AD199年+ α ）に引きずられて土器編年を通説より大幅遡上させた結果で、弥生古墳・飛鳥奈良時代の年代論が混乱しているのが最近の状況です。このため、基礎データの「ブラックボックス（非公開）」は古代史解明の大きな障害となってきました。

軍事外交機密さえ、半世紀（50年）もすれば、相当部分は公開されます。ましてや、年輪年代データは軍事機密・外交機密・個人情報と関係ありません。今なお不明な日本古代国家形成の謎を解明するため、また広く情報公開し多くの英知を結集し、現状の混迷する日本古代史論を大きく前進させるため、年輪年代法の基礎データの公開を是非ともお願い致します。

歴史と科学の発展のため、また、国民全体に正しい日本古代国家像を示すことが可能となるように、是非、年輪年代法の基礎データの開示をお願い致します。

【年輪年代法】に関する法人文書開示請求書

<p>請求する法人文書の名称又は知りたい内容等</p>	<p>AAA : 奈良文化財研究所において研究・発表されてきました年輪年代法の暦年標準パターンについて、下記のものにつき、各々の暦年標準パターンの全域の数値データ及び、個々のパターン作成の基となった試料の年輪幅を示す画像データ、年輪幅測定数値データとそのグラフデータ。</p>
<p>請求する法人文書が特定できるよう、できるだけ具体的に記入してください。</p>	<ol style="list-style-type: none">1. 奈良国立文化財研究所(1990)『年輪に歴史を読む—日本における古年輪学の成立—』同朋舎出版、97 頁の「図V—2 6組のヒノキの暦年標準パターン」の中で示された「Dパターン(AD512～AD1322)」と、この暦年標準パターン作成の試料である広島草戸千軒町遺跡出土品12点(折敷9点、曲物3点(同書73頁参照)、及び京都鳥羽離宮跡出土品6点(井戸枿材5、角材1点)(同書74頁参照)2. 同上の「Eパターン(BC37～AD838)」と、この暦年標準パターン作成の試料である奈良平城宮跡出土品22点(柱根2点、礎板類3点、曲物類12点、木皿1点、井戸枿材4点)(同書76頁参照)。3. 同上の「Fパターン(BC317～AD258)」と、この暦年標準パターン作成の試料である7か所の遺跡からの出土品11点(同書78頁参照)。4. 同上の「Aパターン(AD1009～AD1984)」と、この暦年標準パターン作成の試料であるヒノキの現生木の円盤標本60点(長野上松産17点、同三浦産13点、岐阜付知産15点、同小坂産15点)(同書60頁参照)。5. 貴機構所属の研究員である光谷拓実氏の論考(光谷拓実(2009)「古代史の謎を解く年輪年代法—古代の世界を明らかにする新たなモノサシ」『歴史読本—古代史を書き換える21の新・論点』第54巻第8号、pp.168-175、新人物往来社)中の木曽系のものを使用した「ヒノキの暦年標準パターン(紀元前705年～2000年)(173頁)」と、この暦年標準パターン作成の試料である木曽系ヒノキの円盤標本。
	<p>BBB : 年輪年代によって測定された年代が発表されているが、下記に示す各事例で使用された試料の年輪幅を示す画像データ、その年輪幅を測定した数値データとそのグラフデータ、及び、比較対応させた暦年標準パターンについての名称とその全域の数値データとそのグラフデータ。</p>
	<ol style="list-style-type: none">1. 貴機構所属の研究員である光谷拓実氏による論文(光谷拓実(2003)「年輪年代法による正倉院の建築部材の調査(2)」『正倉院紀要』第25号、pp. 81-84、宮内庁正倉院事務所)に関して、調査試料である建築部材16点と比較対応させた暦年標準パターン。2. 同上 第28号、pp. 66-70、宮内庁正倉院事務所)に関して、調査試料である建築部材16点と比較対応させた暦年標準パターン。3. 同上 第38号、pp. 81-88、宮内庁正倉院事務所)に関して、調査試料である建築部材35点と比較対応させた暦年標準パターン。4. 貴機構所属の研究員である光谷拓実氏の論文(光谷拓実(2001)「年輪年代法と文化

	<p>財』『日本の美術』421号、pp.1-98、至文堂)の中で示された「……法隆寺五重塔心柱の年輪パターングラフ」(56頁)と、比較対応させた暦年標準パターン。</p> <p>5. 光谷拓実(1997)「I 調査研究報告－池上曾根遺跡の大型掘立柱建物の年輪年代」『奈良文化財研究所年報 1997-I』、pp.4-5、奈良国立文化財研究所、で示された表1にある試料柱根5本と、比較対応させた暦年標準パターン。</p> <p>6. 石野博信(2006)『大和・纏向遺跡』、新人物往来社、317頁(該当箇所は光谷拓実氏執筆)で示された図106「勝山池出土板材の年輪年代調査結果」に関して、試料である板材と比較対応させた暦年標準パターン。</p> <p>7. 石野博信(2006)『大和・纏向遺跡』、新人物往来社、317頁で示された図107「纏向石塚古墳出土板材の年輪年代調査結果」(該当箇所は光谷拓実氏執筆)に関して、試料である板材と比較対応させた暦年標準パターン。</p>
--	---

以上